

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元 克 彦



札幌市規則第51号

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例施行規則等の一部を改正する規則

(札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行
規則の一部改正)

第1条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例
施行規則（昭和41年規則第87号）の一部を次のように改正する。

(1) 附則第10項中「251, 900」を「255, 900」に、「255,
400」を「259, 400」に、「271, 600」を「275, 60
0」に、「275, 000」を「279, 000」に改める。

(2) 別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1
現業職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	157, 100	227, 700	250, 300	279, 800	302, 200
	2	158, 100	228, 800	251, 400	281, 400	303, 700
	3	159, 100	229, 900	252, 500	283, 000	305, 200
	4	160, 100	231, 000	253, 500	284, 500	306, 700
	5	161, 100	232, 000	254, 500	286, 000	308, 100
	6	162, 200	233, 000	255, 500	287, 500	309, 500
	7	163, 300	233, 900	256, 500	289, 000	310, 900
	8	164, 400	234, 800	257, 500	290, 400	312, 300
	9	165, 400	235, 700	258, 400	291, 800	313, 600
	10	166, 500	236, 700	259, 400	293, 300	315, 100
	11	167, 600	237, 600	260, 400	294, 800	316, 600
	12	168, 700	238, 500	261, 400	296, 200	318, 000
	13	169, 700	239, 400	262, 400	297, 600	319, 400
	14	170, 800	240, 400	263, 400	298, 900	320, 900
	15	171, 900	241, 400	264, 400	300, 200	322, 400
	16	173, 000	242, 400	265, 400	301, 400	323, 800
	17	174, 100	243, 300	266, 300	302, 600	325, 200
	18	175, 900	244, 400	267, 300	303, 800	326, 700
	19	177, 700	245, 500	268, 300	305, 000	328, 200
	20	179, 400	246, 500	269, 300	306, 200	329, 700
	21	181, 100	247, 500	270, 300	307, 400	331, 100
	22	182, 700	248, 500	271, 600	308, 700	332, 600
	23	184, 300	249, 500	272, 800	310, 000	334, 100
	24	185, 900	250, 500	274, 000	311, 200	335, 500
	25	187, 500	251, 400	275, 200	312, 400	336, 900
	26	188, 900	252, 400	276, 500	313, 700	338, 300
	27	190, 200	253, 400	277, 800	314, 900	339, 700
	28	191, 500	254, 400	279, 000	316, 100	341, 000
	29	192, 800	255, 400	280, 200	317, 300	342, 300
	30	194, 500	256, 400	281, 600	318, 400	343, 700
	31	196, 200	257, 400	283, 000	319, 400	345, 100
	32	197, 900	258, 300	284, 400	320, 400	346, 400
	33	199, 500	259, 200	285, 700	321, 400	347, 700
	34	201, 200	260, 200	286, 900	322, 400	348, 600
	35	202, 900	261, 200	288, 100	323, 400	349, 500
	36	204, 600	262, 200	289, 200	324, 400	350, 400
	37	206, 200	263, 200	290, 300	325, 400	351, 200
	38	208, 000	264, 400	291, 500	326, 300	352, 100
	39	209, 800	265, 600	292, 700	327, 200	352, 900
	40	211, 600	266, 700	293, 900	328, 100	353, 700
	41	213, 400	267, 800	295, 100	328, 900	354, 500
	42	214, 800	268, 900	296, 400	329, 800	355, 300
	43	216, 200	270, 000	297, 700	330, 700	356, 100
	44	217, 500	271, 100	299, 000	331, 500	356, 800
	45	218, 800	272, 100	300, 300	332, 300	357, 500
	46	219, 900	273, 100	301, 500	333, 200	358, 300
	47	221, 000	274, 100	302, 600	334, 000	359, 100
	48	222, 100	275, 000	303, 700	334, 800	359, 800
	49	223, 200	275, 900	304, 800	335, 600	360, 500
	50	224, 300	276, 600	305, 800	336, 400	361, 300
	51	225, 400	277, 300	306, 800	337, 200	362, 000
52	226, 500	278, 000	307, 700	337, 900	362, 700	

	53	227,600	278,700	308,600	338,600	363,400
	54	228,700	279,500	309,400	339,300	364,100
	55	229,800	280,300	310,200	340,000	364,700
	56	230,800	281,100	311,000	340,700	365,300
	57	231,800	281,900	311,700	341,400	365,900
	58	232,600	282,800	312,500	342,100	366,600
	59	233,400	283,700	313,300	342,800	367,200
	60	234,100	284,600	314,100	343,500	367,800
	61	234,800	285,400	314,800	344,200	368,400
	62	235,700	286,400	315,600	344,800	368,900
	63	236,600	287,400	316,400	345,400	369,400
	64	237,400	288,400	317,200	346,000	369,900
	65	238,100	289,300	317,900	346,500	370,400
	66	239,000	290,200	318,700	347,100	370,800
	67	239,900	291,100	319,500	347,700	371,200
	68	240,700	292,000	320,200	348,300	371,600
	69	241,400	292,800	320,900	348,800	372,000
	70	242,200	293,600	321,700	349,300	372,400
	71	243,000	294,400	322,400	349,800	372,800
	72	243,700	295,200	323,100	350,200	373,200
	73	244,400	296,000	323,800	350,600	373,500
	74	245,100	296,700	324,400	350,900	373,900
	75	245,700	297,400	325,000	351,200	374,200
	76	246,300	298,000	325,600	351,600	374,500
	77	246,900	298,600	326,200	351,800	374,800
	78	247,500	299,200	326,700	352,100	375,200
	79	248,100	299,700	327,200	352,400	375,500
	80	248,600	300,200	327,600	352,700	375,800
	81	249,100	300,700	328,000	353,000	376,100
	82	249,700	301,200	328,400	353,300	376,400
	83	250,300	301,700	328,800	353,600	376,700
	84	250,900	302,200	329,200	353,900	377,000
	85	251,500	302,700	329,600	354,200	377,200
	86	252,400	303,200	330,000	354,500	377,500
	87	253,300	303,700	330,300	354,800	377,800
	88	254,100	304,200	330,600	355,100	378,000
	89	254,800	304,700	330,900	355,400	378,200
	90	255,400	305,200	331,200	355,700	378,400
	91	255,900	305,600	331,500	356,000	378,600
	92	256,400	306,000	331,800	356,300	378,800
	93	256,900	306,400	332,100	356,600	379,000
	94	257,600	306,800	332,400	356,900	379,200
	95	258,300	307,100	332,700	357,200	379,400
	96	258,900	307,400	333,000	357,500	379,600
	97	259,500	307,800	333,300	357,700	379,800
	98		308,100	333,600	358,000	380,000
	99		308,500	333,900	358,300	380,200
	100		308,800	334,200	358,600	380,400
	101		309,100	334,500	358,800	380,600
	102			334,800		380,800
	103			335,100		381,000
	104			335,400		381,200
	105			335,700		381,400
	106			336,000		
	107			336,300		
	108			336,600		
	109			336,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		199,700	239,200	255,900	275,600	291,100

備考 この表は、別表2の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表 2

会計年度任用職員現業職給料表

号俸	給料月額
	円
1	1 8 7, 5 0 0
2	1 9 2, 8 0 0
3	1 9 9, 5 0 0
4	2 0 6, 2 0 0
5	2 1 3, 4 0 0
6	2 1 8, 8 0 0
7	2 2 3, 2 0 0
8	2 2 7, 6 0 0
9	2 3 1, 8 0 0
1 0	2 3 4, 8 0 0
1 1	2 3 8, 1 0 0
1 2	2 4 1, 4 0 0

備考 この表は、会計年度任用現業職員に適用する。

(3) 別表 7 中

「

9	6 0
---	-----

」を「

9	5 9
---	-----

」に、

「

1 4	6 6
1 5	6 7
1 6	6 8

」を「

1 4	6 5
1 5	6 6
1 6	6 7

」に改める。

(4) 別表 8 を次のように改める。

別表 8

職員の区分	割合
職務の級が 5 級に属する職員及び職務の級が 4 級に属する職員（備考に掲げる者に限る。）	100 分の 10
職務の級が 4 級に属する職員（備考に掲げる者を除く。）及び職務の級が 3 級に属する職員	100 分の 5

備考 別表 3 4 級の項に掲げる職務を行う者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認める者

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 5 年規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の表令和 8 年 6 月又は同年 12 月に支給する勤勉手当の項中「得た額の合計額」の次に「（当該合計額がその基準日現在において当該職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「扶養手当等月額」という。）を超える場合にあっては、当該扶養手当等月額）」を加える。

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第 3 条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成 19 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「当分」を「令和 7 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 47 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条中札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（以下「単労規則」という。）別表 8 の改正規定並びに第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 7 年 4

月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の単労規則（以下「第 1 条改正後単労規則」という。）附則第 10 項、別表 1、別表 2 及び別表 7 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条改正後単労規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の単労規則の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後単労規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間における期末手当基礎額等に加算する額に関する経過措置）

- 4 単労規則第 3 条第 4 項の規定の適用については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間、同項中「別表 8」とあるのは、「札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 6 年規則第 51 号）附則別表」とする。

附則別表

職員の区分	割合
職務の級が 5 級に属する職員及び職務の級が 4 級に属する職員（備考 1 に掲げる者に限る。）	100 分の 10
職務の級が 4 級に属する職員（備考 2 に掲げる者に限る。）	100 分の 8
職務の級が 4 級に属する職員（備考 3 に掲げる者に限る。）及び職務の級が 3 級に属する職員（備考 4 に掲げる者に限る。）	100 分の 6
職務の級が 4 級に属する職員（備考 1 から備考 3 までに掲げる者を除く。）及び職務の級が 3 級に属する職員（備考 4 に掲げる者を除く。）	100 分の 5

備考

- 1 単労規則別表 3 4 級の項に掲げる職務を行う者のうち職務に対する知識及び経験並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認める者

- 2 単労規則別表3 4級の項に掲げる職務を行う者（備考1に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認める者
- 3 単労規則別表3 4級の項に掲げる職務を行う者（備考1及び備考2に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が必要と認める者
- 4 単労規則別表3 3級の項に掲げる職務を行う者のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認める者